4 級検定料の改定及び、3 級受検時の筆記試験免除・ 一部授業科目免除期間の延長に関する Q&A

Q1 なぜ4級の検定料を改定するのか

A もしもし検定 4 級につきましては、もしもし検定を受検いただきやすくすることを目的に、2014 年に受検しやすい 1,100 円 (消費税込) の料金設定で開始いたしました。おかげさまでその後、もしもし検定は受検者累計 10 万人を突破し、一定程度世の中に認知されてきたこと、および、諸物価の高騰に伴い、費用が高騰していることから、4 級の検定料を 2025 年 4 月検定より改定させていただくことといたしました。

Q2 4級だけの値上げか。他の級は値上げしないのか

A 2025年4月においては、4級の検定料のみ改定の予定です。他の級については、今回、改定の対象とはなっておりません。

03 4級の値上げ時期は2025年4月検定からか

A 4級の検定料の値上げ時期については、一定の周知期間を経た上で、2025 年 4 月検定以降の検定を対象といたします。2025 年 3 月検定までは、検定料はお一人様 1,100 円(消費税込み)です。

Q4 4級の学校団体割引は、どのように申し込むのか、個人でも対象となるのか

A 10 名様以上の受検ご希望がある場合に、学校の代表者の方等より、もしもし検定の実施機関へお申込みいただき、実施機関が申請、承認を経たのちに、団体割引が適用となります。個人を集めた 10 名様等については承っておりません。

O5 4 級の学校団体割引とは、どのような学校でも対象となるのか

A 学校とは、大学・高等学校・専門学校などを幅広く想定しております。詳しくは、受検ご希望の際に 実施機関を通して事務局へお問合せください。 Q6 4 級合格後の 3 級受検時の筆記試験免除が、4 級合格日から 2 年以内から 4 年以内に変更になるとは、実際にはどのようなものか

A 4級合格者の方につきまして、従来、4級合格日(認定日)から2年以内の場合は、3級受検時に、筆記試験を免除とし、必要な講習時間を7時間以上でよいとしてまいりました。(2年超の場合は筆記試験要、必要な講習時間は15時間以上)この期間を2年から4年に延長する、というものです。

2024年7月検定受検の方より対象となります。(2024年4月25日以降の名簿登録が必要)

Q7 なぜ、3級筆記免除、講習時間の変更のみ、2024年7月検定以降とするのか

A 新型コロナ感染等もあり、4 級合格後に 3 級受検や講習受講が困難であった方も多いことから、過去には、コロナ特例を設けて、筆記免除・講習時間の変更を行ってまいりましたが、4級を合格された方が、より上位の3級へステップアップいただきやすくするために、4 級検定料改定に先立ってこのような措置といたしました。

但し、4級合格時より4年超の方については、4級の検定問題なども時代により変わっていくものであることから、3級受検時には、4級の再度の受検・合格+7時間以上講習、または、15時間以上講習の受講をお願いいたします。

Q8 4 級合格日から 4 年以内で、今回の改定の対象だが、3 級受検のための 15 時間以上講習を受けてしまった。(または申し込んでしまった)どうしたらよいのか。

A 4級合格日(認定日)から2年以内の場合は、3級受検時に筆記試験を免除とし、必要な講習時間を7時間以上でよいとしてまいりましたが、15時間以上受講いただくことに問題はございませんので、講習のお申込みに対して返金等の対応はいたしません。

Q9 (実施機関向け) 2024 年 4 月 25 日以前に、7 月 3 級の名簿登録をしたが、登録し直しが必要なのか

A 7月3級検定以降の3級検定へ、2024年4月25日以前に、今回の変更対象期間(4級合格から2年以上4年以内)の受検生がいる場合には、恐れ入りますが、一度削除し、4月25日以降に再度登録をお願いいたします。

<2024年4月15日追加>

Q10 今度 3 級を受検予定だが、2 年以上 4 年以内に 3 級講習を受けている場合、その 3 級講習は有効か

A 講習の有効期限は2年間となっており、講習と検定受検日は近い方がのぞましいですが、今回の対象期間の延長に伴い、このような場合には、実施機関を通して、事務局へお問合せください。 A (実施機関向け) このようなケースの場合には、事務局へメールにてお問合せください。